

【表紙】

【公表書類】	発行者情報
【公表日】	2025年12月19日
【発行者の名称】	株式会社ファーストステージ (First Stage Corporation)
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 本田 誠二
【本店の所在の場所】	大阪市北区梅田3丁目3番20号 明治安田生命大阪梅田ビル22階
【電話番号】	06-6347-1106(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役 管理本部長 藤川 和彦
【担当J-Adviserの名称】	フィリップ証券株式会社
【担当J-Adviserの代表者の役職氏名】	代表取締役社長 永堀 真
【担当J-Adviserの本店の所在の場所】	東京都中央区日本橋兜町4番2号
【担当J-Adviserの財務状況が公表されるウェブサイトのアドレス】	https://www.phillip.co.jp/
【電話番号】	(03)3666-2321
【取引所金融商品市場等に関する事項】	東京証券取引所 TOKYO PRO Market なお、振替機関の名称及び住所は下記のとおりです。 名称：株式会社証券保管振替機構 住所：東京都中央区日本橋兜町7番1号
【公表されるホームページのアドレス】	株式会社ファーストステージ https://www.1st-stage.co.jp 株式会社東京証券取引所 https://www.jpx.co.jp/

【投資者に対する注意事項】

- 1 TOKYO PRO Marketは、特定投資家等を対象とした市場であり、その上場会社は、高い投資リスクを含んでいる場合があります。投資者は、TOKYO PRO Marketの上場会社に適用される上場適格性要件及び適時開示基準並びに市場価格の変動に関するリスクに留意し、自らの責任で投資を行う必要があります。また、投資者は、発行者情報により公表された情報を慎重に検討した上で投資判断を行う必要があります。特に、第一部 第3 4【事業等のリスク】において公表された情報を慎重に検討する必要があります。
- 2 発行者情報を公表した発行者のその公表の時における役員(金融商品取引法(以下「法」という。)第21条第1項第1号に規定する役員(取締役、会計参与、監査役若しくは執行役又はこれらに準ずる者)をいう。)は、発行者情報のうちに重要な事項について虚偽の情報があり、又は公表すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けていたときは、法第27条の34において準用する法第22条の規定に基づき、当該有価証券を取得した者に対し、情報が虚偽であり又は欠けていることにより生じた損害を賠償する責任を負います。ただし、当該有価証券を取得した者がその取得の申込みの際に、情報が虚偽であり、又は欠けていることを知っていたときは、この限りではありません。また、当該役員は、情報が虚偽であり又は欠けていることを知らず、かつ、相当な注意を用いたにもかかわらず知ることができなかったことを証明したときは、上記賠償責任を負いません。
- 3 TOKYO PRO Marketにおける取引所規則の枠組みは、基本的な部分において日本の一般的な取引所金融商品市場に適用される取引所規則の枠組みと異なっています。すなわち、TOKYO PRO Marketにおいては、J-Adviserが重要な役割を担います。TOKYO PRO Marketの上場会社は、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例に従って、各上場会社のために行動するJ-Adviserを選任する必要があります。J-Adviserの役割には、上場適格性要件に関する助言及び指導、並びに上場申請手続のマネジメントが含まれます。これらの点について、投資者は、東京証券取引所のホームページ等に掲げられるTOKYO PRO Marketに係る諸規則に留意する必要があります。
- 4 東京証券取引所は、発行者情報の内容(発行者情報に虚偽の情報があるか否か、又は公表すべき事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けているか否かという点を含みますが、これらに限られません。)について、何らの表明又は保証等をしておらず、前記賠償責任その他的一切の責任を負いません。

第一部 【企業情報】

第1 【本国における法制等の概要】

該当事項はありません。

第2 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

連結経営指標等

回次	第19期 中間連結会計期間
決算年月	自2025年4月1日 至2025年9月30日
売上高 (千円)	8,660,488
経常利益 (千円)	530,167
親会社株主に帰属する 中間純利益 (千円)	336,777
中間包括利益 (千円)	336,823
純資産額 (千円)	3,857,627
総資産額 (千円)	18,044,268
1株当たり純資産額 (円)	3,004.38
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額) (円)	— (—)
1株当たり中間純利益 (円)	262.29
潜在株式調整後 1株当たり中間純利益 (円)	249.81
自己資本比率 (%)	21.4
自己資本利益率 (%)	8.9
株価収益率 (倍)	6.1
配当性向 (%)	—
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	△3,812,259
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	△5,829
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	3,291,699
現金及び現金同等物の 中間期末残高 (千円)	3,205,796
従業員数 (外、平均臨時雇用者数) (名)	64 (—)

(注) 1. 当社は、当中間連結会計期間より中間連結財務諸表を作成しているため、それ以前については記載しておりません。

2. 従業員数は就業人員です。なお、臨時従業員は雇用しておりません。

2 【事業の内容】

当中間連結会計期間において、当社グループ（当社及びその関係会社）が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

3 【関係会社の状況】

株式会社ファーストステージディベロップメントが本格稼働を開始したことに伴い、当中間連結会計期間より連結の範囲に含めております。

名称	住所	資本金 又は出資金 (百万円)	主要な事業の 内容	議決権の所有 (又は被所有) 割合(%)	関係内容
(連結子会社) (株)ファーストステージディベロップメント (注) 1	大阪府 大阪市北 区	10	不動産販売 不動産仕入	100.0 [100.0]	当社の不動産開発と不動産仕入を行っております。 役員の兼任 1名

(注) 1. 特定子会社であります。

2. 有価証券届出書又は有価証券報告書を提出している会社はありません。

4 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

2025年9月30日時点

セグメントの名称	従業員数(名)
不動産ソリューション事業	64
合計	

(注) 1. 従業員数は就業人員です。なお、臨時従業員は雇用しておりません。

(2) 発行者の状況

2025年9月30日時点

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
37	28.5	4.7	15,090

(注) 1. 従業員数は就業人員です。なお、臨時従業員は雇用しておりません。

2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

3. 当社の報告セグメントは、「不動産ソリューション事業」のみであり、その他の事業セグメントは重要性が乏しいため、セグメントごとの記載は省略しております。

(3) 労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

第3 【事業の状況】

1 【業績等の概要】

(1) 業績

当中間連結会計期間における我が国経済は、個人消費の底堅さやインバウンド需要の回復を背景に持ち直しの兆しを示しました。実際、2025年4～6月期の実質国内総生産（GDP）は年率換算で約+1.0%の成長を記録し、景気後退の懸念をいったん回避した格好です。一方で、物価の高止まりや円高・株安、さらに米国をはじめとする主要国の保護主義や利上げ継続への警戒感など、内外に不透明要因が残ることも事実です。

当社が属する投資用不動産販売市場においては、需要は底堅く維持されているものの、建築資材や人件費の上昇、さらに低金利期の終わりを見据えた金利上昇圧力などによって市場は慎重な姿勢を崩しておらず、今後も予断を許さない状況が続いています。

このような背景のなか、当社は新規顧客層の開拓の他、新たな開発用地やマンションの取得等、投資家ニーズに沿う物件の獲得に努めてまいりました。

これらの結果、当中間連結会計期間の売上高は、8,660百万円、営業利益は692百万円、経常利益は530百万円、親会社株主に帰属する中間純利益は336百万円となりました。

当社の報告セグメントは、「不動産ソリューション事業」のみであり、その他の事業セグメントは重要性が乏しいため、セグメントごとの記載は省略しております。

また、当社は当中間連結会計期間より中間連結財務諸表を作成しているため、前中間連結会計期間及び前連結会計年度末との比較分析は行っておりません。

(2) キャッシュ・フローの状況

当中間連結会計期間末における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、526百万円の減少となりました。当中間連結会計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動によるキャッシュ・フローは、3,812百万円の支出となりました。これは主に、税金等調整前中間純利益530百万円の計上、棚卸資産の増加額3,730百万円によるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動によるキャッシュ・フローは、5百万円の支出となりました。これは主に、敷金の差入による支出3百万円によるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動によるキャッシュ・フローは、3,291百万円の収入となりました。これは主に、長期借入れによる収入9,169百万円、長期借入金の返済による支出5,669百万円、配当金の支払額157百万円によるものであります。

2 【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

該当事項はありません。

(2) 受注状況

該当事項はありません。

(3) 販売実績

サービスの内容	当中間連結会計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)	前年同期比(%)
投資用不動産販売(千円)	8,257,634	—
不動産賃貸管理(千円)	380,818	—
不動産建物管理(千円)	19,904	—
その他(千円)	2,131	—
合計	8,660,488	—

(注) 1. 当社は、当中間連結会計期間より中間連結財務諸表を作成しているため、前年同期比については記載しておりません。

2. 主な相手先の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次のとおりであります。

相手先	当中間連結会計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)	
	金額(千円)	割合(%)
株式会社MAXIV	2,572,931	29.7

3 【対処すべき課題】

当中間連結会計期間において重要な変更はありません。

4 【事業等のリスク】

当中間連結会計期間において、新たな事業等のリスクの発生、または、前会計年度の発行者情報に記載した事業等のリスクについての重要な変更はありません。当社株式の株式会社東京証券取引所が運営を行っております証券市場TOKYO PRO Marketの上場維持の前提となる契約に関し、以下に記載いたします。

担当J-Adviserとの契約について

当社は、株式会社東京証券取引所が運営を行っております証券市場TOKYO PRO Marketに2020年5月27日に上場いたしました。

当社ではフィリップ証券株式会社を2019年8月26日の取締役会において、担当J-Adviserに指定する事を決議し、2019年8月30日にフィリップ証券株式会社との間で、担当J-Adviser契約(以下「当該契約」といいます。)を締結しております。当該契約は、TOKYO PRO Marketにおける当社株式の新規上場及び上場維持の前提となる契約であり、当該契約を解除し、かつ、他の担当J-Adviserを確保できない場合、当社株式はTOKYO PRO Marketから上場廃止となります。当該契約における契約解除に関する条項及び契約解除に係る事前催告に関する事項は以下のとおりであります。

なお、本発行者情報の公表日現在において、当該契約の解除条項に該当する事象は生じておりません。

<J-Adviser契約解除に関する条項>

当社(以下「甲」という。)が次のいずれかに該当する場合には、フィリップ証券株式会社(以下「乙」という。)はJ-Adviser契約(以下「本契約」という。)を即日無催告解除することができる。

(1) 債務超過

甲がその連結会計年度の末日(連結財務諸表を作成していない場合には、当事業年度の末日)に債務超過の状態である場合において(上場後3年間に終了する事業年度において債務超過となった場合を除く。)、1年以内に債務超過の状態から脱却しえなかつたとき、すなわち債務超過の状態となった事業年度の末日の翌日から起算して1年を経過する日(当該1年を経過する日が甲の事業年度の末日に当たらないときは、当該1年を経過する日の後最初に到来する事業年度の末日)までの期間(以下この項において「猶予期間」という。)において債務超過の状態から脱却しえなかつた場合。但し、甲が法律の規定に基づく再生手続若しくは更生手続又は私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行うことにより、当該1年を経過した日から起算して1年以内に債務超過の状態から脱却することを計画している場合(乙が適当と認める場合に限る。)には、2年以内(審査対象事業年度の末日の翌日から起算して2年を経過する日(猶予期間の最終日の翌日から起算して1年を経過する日が甲の事業年度の末日に当たらないときは、当該1年を経過する日後最初に到来する事業年度の末日)までの期間内)に債務超過の状態から脱却しえなかつたとき。

なお、乙が適当と認める場合に適合するかどうかの審査は、猶予期間の最終日の属する連結会計年度(甲が連結財務諸表を作成すべき会社でない場合には事業年度)に係る決算の内容を開示するまでの間において、再建計画(本号但し書に定める1年以内に債務超過の状態でなくなるための計画を含む。)を公表している甲を対象とし、甲が提出する当該再建計画並びに次のa及びbに定める書類に基づき行う。

a 次の(a)又は(b)の場合の区分に従い、当該(a)又は(b)に規定する書面

(a) 法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を行う場合

当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得ているものであることを証する書面

(b) 私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行う場合

当該再建計画が、当該ガイドラインにしたがって成立したものであることについて債権者が記載した書面

b 本号但し書に定める1年以内に債務超過の状態でなくなるための計画の前提となった重要な事項等が、公認会計士等により検討されたものであることについて当該公認会計士等が記載した書面

(2) 銀行取引の停止

甲が発行した手形等が不渡りとなり銀行取引が停止された場合又は停止されることが確実となった旨の報告を書面で受けた場合

(3) 破産手続、再生手続又は更生手続

甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続若しくは更生手続を必要とするに至った場合(甲が、法律に規定する破産手続、再生手続又は更生手続の原因があることにより、破産手続、再生手続又は更生手続を必要と判断した場合)又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次の a から c までに掲げる場合その他甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合に準ずる状態になったと乙が認めた場合をいうものとし、当該 a から c までに掲げる場合には当該 a から c までに定める日に本号前段に該当するものとして取り扱う。

- a 甲が債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあるときなどで再建を目的としない法律に基づかない整理を行う場合

甲から当該整理を行うことについての書面による報告を受けた日

- b 甲が、債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあることなどにより事業活動の継続について困難である旨又は断念する旨を取締役会等において決議又は決定した場合であって、事業の全部若しくは大部分の譲渡又は解散について株主総会又は普通出資者総会に付議することの取締役会の決議を行った場合、甲から当該事業の譲渡又は解散に関する取締役会の決議についての書面による報告を受けた日(事業の大部分の譲渡の場合には、当該事業の譲渡が事業の大部分の譲渡であると乙が認めた日)

- c 甲が、財政状態の改善のために、債権者による債務の免除又は第三者による債務の引受若しくは弁済に関する合意を当該債権者又は第三者と行った場合(当該債務の免除の額又は債務の引受若しくは弁済の額が直前連結会計年度の末日における債務の総額の100分の10に相当する額以上である場合に限る。)

甲から当該合意を行ったことについての書面による報告を受けた日

(4) 前号に該当することとなった場合においても、以下に定める再建計画の開示を行った場合には、原則として本契約の解除は行わないものとする。

再建計画とは次の a ないし c の全てに該当するものをいう。

- a 次の(a)又は(b)に定める場合に従い、当該(a)又は(b)に定める事項に該当すること。

- (a) 甲が法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合

当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得られる見込みがあるものであること。

- (b) 甲が前号 c に規定する合意を行った場合

当該再建計画が、前号 c に規定する債権者又は第三者の合意を得ているものであること。

- b 当該再建計画に次の(a)及び(b)に掲げる事項が記載されていること。

- (a) 当該上場有価証券の全部を消却するものでないこと。

- (b) 前 a の (a) に規定する見込みがある旨及びその理由又は同(b)に規定する合意がなされていること及びそれを証する内容

- c 当該再建計画に上場廃止の原因となる事項が記載されているなど公益又は投資者保護の観点から適当でないと認められるものでないこと。

(5) 事業活動の停止

甲が事業活動を停止した場合(甲及びその連結子会社の事業活動が停止されたと乙が認めた場合をいう)又はこれに準ずる状態になった場合。

なお、これに準ずる状態になった場合とは、次の a から c までに掲げる場合その他甲が事業活動を停止した場合に準ずる状態になった場合と乙が認めた場合をいうものとし、当該 a から c までに掲げる場合には当該 a から c までに掲げる日に同号に該当するものとして取り扱う。

- a 甲が、合併により解散する場合のうち、合併に際して甲の株主に対してその株券等に代わる財産の全部又は一部として次の(a)又は(b)に該当する株券等を交付する場合は、原則として、合併がその効力を生ずる日の 3 日前(休業日を除外する。)の日

- (a) TOKYO PRO Marketの上場株券等

- (b) 上場株券等が、その発行者である甲の合併による解散により上場廃止となる場合当該合併に係る新設会社若しくは存続会社又は存続会社の親会社(当該会社が発行者である株券等を当該合併に際して交付する場合に限る。)が上場申請を行い、速やかに上場される見込みのある株券等

b 甲が、前 a に規定する合併以外の合併により解散する場合は、甲から当該合併に関する株主総会(普通出資者総会を含む。)の決議についての書面による報告を受けた日(当該合併について株主総会の決議による承認を要しない場合には、取締役会の決議(委員会設置会社にあっては、執行役の決定を含む。)についての書面による報告を受けた日)

c 甲が、前 a 及び前 b に規定する事由以外の事由により解散する場合((3) b の規定の適用を受ける場合を除く。)は、甲から当該解散の原因となる事由が発生した旨の書面による報告を受けた日。

(6) 不適当な合併等

甲が非上場会社の吸収合併又はこれに類する行為(i 非上場会社を完全子会社とする株式交換、ii 非上場会社を子会社化する株式交付、iii 会社分割による非上場会社からの事業の承継、iv 非上場会社からの事業の譲受け、v 会社分割による他の者への事業の承継、vi 他の者への事業の譲渡、vii 非上場会社との業務上の提携、viii 第三者割当による株式若しくは優先出資の割当て、ix その他非上場会社の吸収合併又はこれらi からviiiまでと同等の効果をもたらすと認められる行為)を行った場合で、甲が実質的な存続会社でないと乙が認めた場合。

(7) 支配株主との取引の健全性の毀損

第三者割当により支配株主が異動した場合(当該割当により支配株主が異動した場合及び当該割当により交付された募集株式等の転換又は行使により支配株主が異動する見込みがある場合)において、支配株主との取引に関する健全性が著しく毀損されていると乙が認めるとき

(8) 有価証券報告書又は四半期報告書ならびに発行者情報等の提出遅延

甲が提出の義務を有する有価証券報告書又は四半期報告書ならびに発行者情報等につき、法令及び上場規程等に定める期間内に提出しなかった場合で、乙がその遅延理由が適切でないと判断した場合

(9) 虚偽記載又は不適正意見等

次の a 又は b に該当する場合

a 甲が開示書類等に虚偽記載を行い、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合

b 甲の財務諸表等に添付される監査報告書等において、公認会計士等によって、「不適正意見」又は「意見の表明をしない」旨(天災地変等、甲の責めに帰すべからざる事由によるものである場合を除く。)が記載され、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合

(10) 法令違反及び上場規程違反等

甲が重大な法令違反又は上場規程に関する重大な違反を行った場合。

(11) 株式事務代行機関への委託

甲が株式事務を(株)東京証券取引所の承認する株式事務代行機関に委託しないこととなった場合又は委託しないこととなることが確実となった場合。

(12) 株式の譲渡制限

甲が当該銘柄に係る株式の譲渡につき制限を行うこととした場合。

(13) 完全子会社化

甲が株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となる場合。

(14) 指定振替機関における取扱い

甲が指定振替機関の振替業における取扱いの対象とならないこととなった場合。

(15) 株主の権利の不当な制限

株主の権利内容及びその行使が不当に制限されているとして、甲が次の a から g までのいずれかに掲げる行為を行っていると乙が認めた場合でかつ株主及び投資者の利益を侵害するおそれが大きいと乙が認める場合、その他株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると乙が認めた場合。

a 買収者以外の株主であることを行使又は割当ての条件とする新株予約権を株主割当て等の形で発行する買収防衛策(以下「ライツプラン」という。)のうち、行使価額が株式の時価より著しく低い新株予約権を導入時点の株主等に対し割り当てておくものの導入(実質的に買収防衛策の発動の時点の株主に割り当てるために、導入時点において暫定的に特定の者に割り当てる場合を除く。)。

b ライツプランのうち、株主総会で取締役の過半数の交代が決議された場合においても、なお廃止又は不発動とすることができないものの導入。

- c 拒否権付種類株式のうち、取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされたものの発行に係る決議又は決定(持株会社である甲の主要な事業を行っている子会社が拒否権付種類株式又は取締役選任権付種類株式を甲以外の者を割当先として発行する場合において、当該種類株式の発行が甲に対する買収の実現を困難にする方策であると乙が認めるときは、甲が重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされた拒否権付種類株式を発行するものとして取り扱う。)。
- d 上場株券等について、株主総会において議決権を行使することができる事項のうち取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について制限のある種類の株式への変更に係る決議又は決定。
- e 上場株券等より議決権の多い株式(取締役の選解任その他の重要な事項について株主総会において一個の議決権を行使することができる数の株式に係る剰余金の配当請求権その他の経済的利益を受ける権利の価額等が上場株券等より低い株式をいう。)の発行に係る決議又は決定。
- f 議決権の比率が300%を超える第三者割当に係る決議又は決定。ただし、株主及び投資者の利益を侵害するおそれがないと乙が認める場合は、この限りでない。
- g 株主総会における議決権を失う株主が生じることとなる株式併合その他同等の効果をもたらす行為に係る決議又は決定。

(16)全部取得

甲が当該銘柄に係る株式の全部を取得する場合。

(17)反社会的勢力の関与

甲が反社会的勢力の関与を受けている事実が判明した場合において、その実態がTOKYO PRO Marketに対する株主及び投資者の信頼を著しく毀損したと乙が認めるとき。

(18)その他

前各号のほか、公益又は投資者保護のため、乙もしくは株東京証券取引所が当該銘柄の上場廃止を適当と認めた場合。

＜J-Adviser契約解除に係る事前催告に関する事項＞

1. いざれかの当事者が、本契約に基づく義務の履行を怠り、又は、その他本契約違反を犯した場合、相手方は、相当の期間(特段の事情のない限り1ヵ月とする。)を定めてその違反の是正又は義務の履行を書面で催告し、その催告期間内にその違反の是正又は義務の履行がなされなかつたときは本契約を解除することができる。
2. 前項の定めにかかわらず、甲及び乙は、合意により本契約期間中いつでも本契約を解除することができる。また、いざれかの当事者から相手方に対し、1ヵ月前に書面で通知することにより本契約を解除することができる。
3. 契約解除する場合、特段の事情のない限り乙は、あらかじめ本契約を解除する旨を株東京証券取引所に通知しなければならない。

5 【重要な契約等】

該当事項はありません。

6 【研究開発活動】

該当事項はありません。

7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

当中間連結会計期間の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析は、次のとおりであります。なお、文中における将来に関する事項は、当中間連結会計期間の末日現在において判断したものであります。

将来や想定に関する事項には、不確実性が内在しております、あるいはリスクを含んでいますため、実際の結果と大きく異なる可能性もあります。

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社の財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この財務諸表の作成にあたって、経営者による会計方針の選択・適用、資産・負債及び収益・費用の報告金額及び開示に影響を与える見積りを必要としております。経営者は、これらの見積りについて、過去の実績等を勘案し合理的に判断しておりますが、実際の結果は、見積りによる不確実性のため、これらの見積りと異なる場合があります。

(2) 財政状態の分析

当社は、当中間連結会計期間より中間連結財務諸表を作成しているため、前中間連結会計期間及び前連結会計年度末との比較分析は行っておりません。

(資産)

中間連結会計期間末における流動資産合計は、17,886百万円となりました。主な内訳は現金及び預金が3,205百万円、販売用不動産が8,509百万円、仕掛販売用不動産が3,602百万円、前渡金が1,854百万円です。

固定資産合計は、158百万円となりました。主な内訳は有形固定資産が29百万円、投資その他の資産合計が122百万円です。

この結果、総資産は、18,044百万円となりました。

(負債)

当中間連結会計期間末における流動負債合計は、5,178百万円となりました。主な内訳は、1年内返済予定の長期借入金が4,240百万円、未払法人税等が190百万円です。

固定負債合計は、9,007百万円となりました。主な内訳は、長期借入金が8,726百万円です。

(純資産)

当中間連結会計期間末における純資産合計は、3,857百万円となりました。主な内訳は、資本金が80百万円、資本剰余金が938百万円、利益剰余金が3,656百万円です。

(3) 経営成績の分析

「1 【業績等の概要】」に記載のとおりであります。

(4) キャッシュ・フローの分析

「1 【業績等の概要】」に記載のとおりであります。

第4 【設備の状況】

1 【主要な設備の状況】

該当事項はありません。

2 【設備の新設、除却等の計画】

該当事項はありません。

第5 【発行者の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

記名・無記名の別、額面・無額面の別及び種類	発行可能株式総数(株)	未発行株式数(株)	当中間連結会計期間末現在発行数(株) (2025年9月30日)	公表日現在発行数(株) (2025年12月19日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	9,936,000	7,452,000	2,484,000	2,484,000	東京証券取引所(TOKYO PRO Market)	権利関係に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
計	9,936,000	7,452,000	2,484,000	2,484,000	—	—

(注) 未発行株式数には新株予約権の行使により発行される予定の普通株式234,800株が含まれております。

(2) 【新株予約権等の状況】

会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

第1回新株予約権(2019年1月15日臨時株主総会決議)

	最近中間連結会計期間末現在 (2025年9月30日)	公表日の前月末現在 (2025年11月30日)
新株予約権の数(個)	587	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	234,800(注)1、3	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1,163(注)2、3	同左
新株予約権の行使期間	自 2021年1月16日 至 2029年1月15日(注)4	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,163(注)3 資本組入額 582(注)3	同左
新株予約権の行使の条件	新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても、当社又は当子会社の取締役、監査役および従業員の地位にあることを要する。ただし、当社取締役会が認めた場合は、その限りではない。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要するものとします。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

(注) 1. 当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てます。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

2. 当社が行使価額を下回る払込金額で新株の発行又は自己株式の処分をするときは、次の算式により行使価額を調整し、調整によって生じる1円未満の端数は切上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数}}{\text{株式数}} + \frac{\text{新規発行株式数}}{\text{又は処分株式数}} \times \frac{1\text{株当たり払込金額}}{\text{又は処分価額}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数又は処分株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式数から当社が保有する自己株式数を控除した数とします。また、株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、1円未満の端数は切上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他必要と認められる場合には、行使価額の調整を行うことができる。

3. 2020年1月16日開催の取締役会決議により、2020年2月3日付で普通株式1株につき400株の株式分割を行っており、これにより、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。
4. 当該期間において、当社株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場した日(2020年5月27日)の1年後から2029年1月15日までの間を、新株予約権を行使することができる期間としております。

(3) 【MSCB等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減額(株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2025年4月1日～ 2025年9月30日	—	2,484,000	—	80,000	—	—

(6) 【大株主の状況】

2025年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式(自己 株式除く)の総数 に対する所有株 式数の割合(%)
中野 秀樹	大阪市福島区	840,000	65.41
本田 誠二	大阪府高槻市	120,000	9.35
杉本 篤志	大阪府吹田市	120,000	9.35
取田 大	大阪市中央区	120,000	9.35
HNホールディングス株式会社	大阪市福島区福島4丁目3-23-3807号	83,900	6.53
株式会社リーフ・ビル・ライフ	大阪市北区西天満5-14-7	100	0.01
計	—	1,284,000	100.00

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2025年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 1,200,000	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 1,284,000	12,840	権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	2,484,000	—	—
総株主の議決権	—	12,840	—

② 【自己株式等】

2025年9月30日現在

所有者の 氏名又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式総数 に対する所有株 式数の割合 (%)
株式会社 ファーストステージ	大阪市北区梅田3丁目3番20号	1,200,000	—	1,200,000	48.31
計	—	1,200,000	—	1,200,000	48.31

2 【株価の推移】

【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	2025年4月	5月	6月	7月	8月	9月
最高(円)	—	—	—	—	—	—
最低(円)	—	—	—	—	—	—

(注) 2025年4月から2025年9月までにおいては売買実績がありません。

3 【役員の状況】

該当事項はありません。

第6 【経理の状況】

1 中間連結財務諸表の作成方法について

(1) 当社の中間連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号。以下「連結財務諸表規則」といいます。）に基づいて作成しております。

当社の中間連結財務諸表は、第1種中間連結財務諸表であります。

なお、当社は当中間連結会計期間より中間連結財務諸表を作成しているため、比較情報を記載しておりません。

(2) 当社の中間連結財務諸表については、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例の施行規則」第116条第3項で認められた会計基準のうち、我が国において一般的に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して作成しております。

2 監査証明について

当社は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第3項の規定に基づき、当中間連結会計期間(2025年4月1日から2025年9月30日まで)の中間連結財務諸表について、新月有限責任監査法人による期中レビューを受けております。

1 【中間連結財務諸表等】

(1) 【中間連結財務諸表】

① 【中間連結貸借対照表】

(単位：千円)

当中間連結会計期間
(2025年9月30日)

資産の部

流動資産

現金及び預金	3,205,796
売掛金	545
販売用不動産	8,509,000
仕掛販売用不動産	3,602,471
前渡金	1,854,147
その他	714,327
貸倒引当金	△139
流動資産合計	17,886,149

固定資産

有形固定資産	29,572
無形固定資産	5,919
投資その他の資産	
投資有価証券	3,950
敷金	48,063
出資金	13,910
繰延税金資産	33,243
その他	25,908
貸倒引当金	△2,450
投資その他の資産合計	122,625
固定資産合計	158,118
資産合計	18,044,268

(単位：千円)

当中間連結会計期間
(2025年9月30日)

負債の部

流動負債

短期借入金	130,092
1年内償還予定の社債	100,000
1年内返済予定の長期借入金	4,240,624
リース債務	2,433
未払法人税等	190,538
未払消費税等	44,658
賞与引当金	46,878
家賃保証引当金	950
その他	422,674
流動負債合計	5,178,848

固定負債

社債	120,000
長期借入金	8,726,383
リース債務	5,458
役員退職慰労引当金	154,724
その他	1,225
固定負債合計	9,007,791
負債合計	14,186,640

純資産の部

株主資本

資本金	80,000
資本剰余金	938,375
利益剰余金	3,656,057
自己株式	△816,934
株主資本合計	3,857,497

その他の包括利益累計額

その他有価証券評価差額金	129
その他の包括利益累計額合計	129
純資産合計	3,857,627

負債純資産合計

18,044,268

②【中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書】

【中間連結損益計算書】

(単位：千円)

当中間連結会計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)	
売上高	8,660,488
売上原価	6,968,576
売上総利益	1,691,912
販売費及び一般管理費	※999,368
営業利益	692,544
営業外収益	
受取利息及び配当金	3,101
受取賃貸料	9,512
信用保証料	1,841
その他	1,546
営業外収益合計	16,001
営業外費用	
支払利息	103,756
融資手数料	68,637
その他	5,984
営業外費用合計	178,378
経常利益	530,167
税金等調整前中間純利益	530,167
法人税、住民税及び事業税	190,538
法人税等調整額	2,852
法人税等合計	193,390
中間純利益	336,777
親会社株主に帰属する中間純利益	336,777

【中間連結包括利益計算書】

(単位：千円)

当中間連結会計期間
(自 2025年4月1日
至 2025年9月30日)

中間純利益	336,777
その他の包括利益	
その他有価証券評価差額金	46
その他の包括利益合計	46
中間包括利益	336,823
(内訳)	
親会社株主に係る中間包括利益	336,823
非支配株主に係る中間包括利益	—

③ 【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

当中間連結会計期間
(自 2025年4月1日
至 2025年9月30日)

営業活動によるキャッシュ・フロー	
税金等調整前中間純利益	530,167
減価償却費	5,817
役員退職慰労引当金の増減額(△は減少)	17,114
賞与引当金の増減額(△は減少)	46,878
貸倒引当金の増減額(△は減少)	△2,702
家賃保証引当金の増減額(△は減少)	660
受取利息及び受取配当金	△3,101
支払利息	103,756
融資手数料	68,637
売上債権の増減額(△は増加)	565
棚卸資産の増減額(△は増加)	△3,730,266
前渡金の増減額(△は増加)	△73,467
未払消費税等の増減額(△は減少)	△33,888
その他	△348,436
小計	△3,418,264
利息及び配当金の受取額	3,101
利息の支払額	△108,120
法人税等の支払額	△288,975
営業活動によるキャッシュ・フロー	△3,812,259
投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	△290
敷金の差入による支出	△3,347
その他	△2,192
投資活動によるキャッシュ・フロー	△5,829
財務活動によるキャッシュ・フロー	
短期借入金の純増減額(△は減少)	19,092
長期借入れによる収入	9,169,767
長期借入金の返済による支出	△5,669,400
リース債務の返済による支出	△1,189
配当金の支払額	△157,932
融資手数料の支払いによる支出	△68,637
財務活動によるキャッシュ・フロー	3,291,699
現金及び現金同等物の増減額(△は減少)	△526,389
現金及び現金同等物の期首残高	3,728,290
新規連結に伴う現金及び現金同等物の増加額	3,895
現金及び現金同等物の中間期末残高	※3,205,796

【注記事項】

(連結の範囲又は持分法適用の範囲の変更)

前会計年度末において非連結子会社であった株式会社ファーストステージディベロップメントは、重要性が増したため、当中間連結会計期間より連結の範囲に含めております。

(追加情報)

(中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

当社グループは、当中間連結会計期間より中間連結財務諸表を作成しております。中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項は以下のとおりであります。

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数 1 社

連結子会社の名称 株式会社ファーストステージディベロップメント

2. 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

3. 連結子会社の中間決算日等に関する事項

連結子会社の中間決算日は、中間連結決算日と一致しております。

(中間連結損益計算書関係)

※販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

当中間連結会計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)	
役員報酬	147,579 千円
給与	308,335
賞与引当金繰入額	46,878
販売促進費	45,727
減価償却費	5,817
貸倒引当金繰入額	△2,252
退職給付費用	2,190
役員退職慰労引当金繰入額	17,114

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目的金額との関係

当中間連結会計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)	
現金及び預金	3,205,796千円
預入期間が3ヶ月を超える定期預金	—
現金及び現金同等物	3,205,796

(株主資本等関係)

当中間連結会計期間(自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)

配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2025年6月27日 定時株主総会	普通株式	157,932	123.00	2025年3月31日	2025年6月30日	利益剰余金

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社の報告セグメントは、「不動産ソリューション事業」のみであり、その他の事業セグメントは重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(1株当たり情報)

1株当たり中間純利益及び算定上の基礎、潜在株式調整後1株当たり中間純利益及び算定上の基礎は以下のとおりであります。

	当中間連結会計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)
(1) 1株当たり中間純利益	262円29銭
(算定上の基礎)	
親会社株主に帰属する中間純利益(千円)	336,777
普通株主に帰属しない金額(千円)	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する中間純利益 (千円)	336,777
普通株式の期中平均株式数(株)	1,284,000
(2) 潜在株式調整後1株当たり中間純利益	249円81銭
(算定上の基礎)	
親会社株主に帰属する中間純利益調整額(千円)	—
普通株式増加数(株)	64,129
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり 中間純利益の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会 計年度末からの重要な変動があったものの概要	—

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2 【その他】

該当事項はありません。

第7 【外国為替相場の推移】

該当事項はありません。

第二部 【特別情報】

第1 【外部専門家の同意】

該当事項はありません。

独立監査人の中間連結財務諸表に対する期中レビュー報告書

2025年12月19日

株式会社ファーストステージ

取締役会 御中

新月有限責任監査法人

大阪府大阪市

指定有限責任社員

業務執行社員

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士

高橋正哉

公認会計士

池田晴彦

監査人の結論

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第128条第3項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社ファーストステージの2025年4月1日から2026年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（2025年4月1日から2025年9月30日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結包括利益計算書、中間連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について期中レビューを行った。

当監査法人が実施した期中レビューにおいて、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ファーストステージ及び連結子会社の2025年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に準拠して期中レビューを行った。期中レビューの基準における当監査法人の責任は、「中間連結財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

中間連結財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して中間連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間連結財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した期中レビューに基づいて、期中レビュー報告書において独立の立場から中間連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に従って、期中レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続 その他の期中レビュー手続を実施する。期中レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・ 繼続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、中間連結財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、期中レビュー報告書において中間連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間連結財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、期中レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。
- ・ 中間連結財務諸表に対する結論表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する証拠を入手する。監査人は、中間連結財務諸表の期中レビューに関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査人の結論に対して責任を負う。

監査人は、監査役に対して、計画した期中レビューの範囲とその実施時期、期中レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上